

ASBJ、金融資産の予想信用損失に係る取扱いを定める会計基準等を公表

Point
1

改正の経緯は？

わが国における会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの1つとして、2019年10月のASBJ会議で金融資産の減損（貸倒引当金）について会計基準開発に着手する旨が決議され、IFRS®会計基準のモデル（予想信用損失モデル）を基礎に検討が進められてきました。

Point
2

予想信用損失はどのように算定することになるのか？

期末日時点の信用リスクに基づくのではなく、債権等の**当初認識時から期末日時点までの信用リスクの変動**に応じて債権等を分類し、予想信用損失を算定することが原則とされています。しかし、実務負担の軽減を図るため、**簡素化された算定方法**も同時に採用されています。

Point
3

貸倒引当金の対象は従来どおりか？

従来の貸倒引当金の対象より拡大されます。具体的には、満期保有目的の債券、銀行が保有する貸付金代替性私募債が新たに対象とされています。

Point
4

その他、こういった内容が改正されているのか？

改正基準には、例えば、**信用リスクの開示**（IFRS会計基準に基づき開示要求を追加）や、予想信用損失算定対象である貸付金等の測定方法（一定の場合に約定金利や定額法を用いることを容認しつつ、**実効金利法による償却原価法**を用いるのが原則）が含まれています。

Point
5

適用時期は？

2030年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用されます（早期適用も可能）。



ここ注目！

金融機関にとっては、大きな影響が生じるのは言うまでもありません。事業会社においても、例えば、貸倒引当金の算定対象が拡大されている点や、開示要求が追加されている点には特に注意する必要があります。